

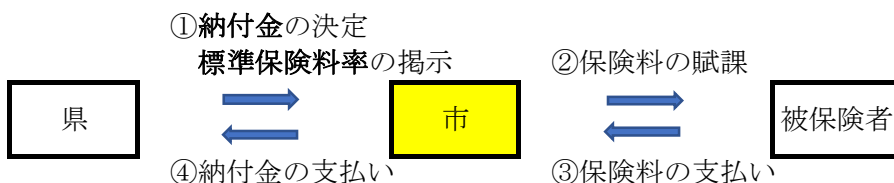
事業費納付金について

1 納付金の概要

平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなりました。

県は、医療給付費（医療費）の見込みなどから、市町村が納めるべき納付金の額、及び保険料設定の参考となる標準保険料率を算定し、掲示しています。

市町村は、標準保険料率を参考に保険料率を決定し、保険料を被保険者に賦課します。また、市町村は、保険料を財源として、県に納付金を支払います。

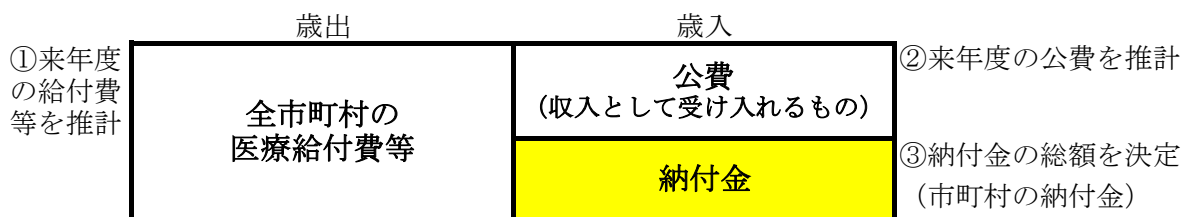


2 納付金算定の流れ

県が来年度の納付金を算定し、前年度に市町村へ納付額を通知します。

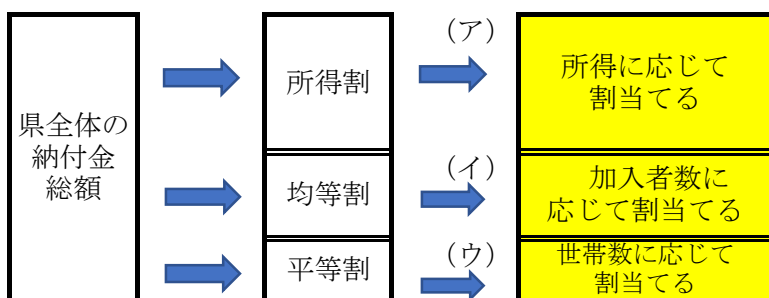
- ① 県が来年度の県全体の医療給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります
- ④ 市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分して、納付金が決まります

県の国民健康保険特別会計



3 市町村の納付金の算定方法

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割振る
- (4) 医療費水準の調整後、納付金が決まる



(3) は、区分ごとに、市町村が県内に占める割合から算出されます。